

山 梨 市 万 力 公 園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 8 月

山 梨 市

目 次

1. 指定管理者募集の目的	1
2. 対象施設の概要	1
3. 管理運営の方針	1
4. 応募資格	2
5. 指定管理者が行う業務	2
6. 指定管理者が行う管理の基準	3
7. 指定の期間	3
8. 利用料金に関する事項	4
9. 指定管理に係る委託料に関する事項	4
10. 公募手続き	5
11. 指定管理者の候補者の選定	7
12. 募集から指定に至るまでの全体スケジュール	10
13. 指定管理者の候補者選定後の手続き	10
14. その他	11
15. 様式・添付資料（別添）	12
16. 問い合わせ先	12

山梨市万力公園指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

山梨市万力公園（以下「万力公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第244条の2第3項及び山梨市都市公園設置及び管理条例（平成17年山梨市条例第205号。以下「設置条例」という。）第2条の7の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。本募集要項は「万力公園」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2. 対象施設の概要

- (1) 名 称 山梨市万力公園
- (2) 所 在 地 山梨市万力1828番地他
- (3) 設置年月日 昭和52年2月14日
- (4) 設 置 目 的 本公園は古くから重要な水防拠点であり、アカマツを中心とした林、水量豊かな小川、小動物の展示など、都市公園として市内外から非常に高い人気を集めています。今後も、さまざまな施策を展開し、これまで以上に親しまれ、更に発展させることを目的とします。
- (5) 施設の概要 敷地面積：15.4ha
施設構成：芝生広場、平和の広場、子供の広場（遊具・ステージ）、噴水広場、バーベキュー施設、休憩所（良庵）、動物広場【鹿舎、フラミンゴ舎等も含む】（管理事務所・飼育動物・檻・柵）、万葉の森関連施設（春の道・夏の道・秋の道・万葉歌碑）、雁行堤、霞堤（文化財）、園内樹木（アカマツ、広葉樹、針葉樹、その他低木・万葉植物・芝生・花壇・プランタ等）、その他（管理棟・トイレ・倉庫・駐車場・四阿・ベンチ・野外卓・看板等）

3. 管理運営の方針

指定管理者は、設置条例並びに関係法令を遵守し「万力公園」の設置目的に沿った管理を行うこととし、特に次の事項に配慮してください。

- (1) 施設設置の趣旨に則した事業の実施、施設の管理・運営を行い、利用者の健康と福祉の増進を図るため最大限努力するものとします。
- (2) 市民の利用に際しては、施設の設置目的に合った利用の促進とともに、公平・公正な運営を行うものとします。
- (3) 常に利用者の意見や要望を反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めるものとします。
- (4) 予算の執行にあたって業務計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行うものとします。

(5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底し、利用者の安全確保に努めるものとします。

4. 応募資格

(1) 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、当該募集に応募することはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体
- ② 会社更生法、民事再生法により更生又は再生手続きを開始している団体
- ③ 山梨市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等を構成員とする団体
- ④ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体
- ⑤ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）
- ⑥ 宗教活動・政治活動が利用目的となっている団体

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

- ① 単 独 団 体：1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）
- ② S P C：主として本施設の管理を目的として新たに設立する予定の特別目的会社

【注】応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。また、山梨市議会の指定の議決（令和8年12月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

- ③ 共同事業体：複数の企業・団体から構成される協同事業体

【注】共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

5. 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。

- ① 万力公園の設置条例第2条の8に掲げる事業の実施に関する業務
- ② 万力公園の維持管理及び修繕に関する業務
- ③ 公園内の動物の飼育、飼育施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ④ 万力公園の利用の案内、受付及び許可に関する業務
- ⑤ 市などが実施する事業への協力
- ⑥ 前記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

- ① 指定管理者は、万力公園の設置目的及び河川占用の条件に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。
- ② 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市の承認を受けるものとします。

(3) 留意事項

- ① 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、第三者に委託し、請け負わせることは可能です。
- ② 市における業務の確認等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

6. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、法令、設置条例又は設置規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理業務を行う必要があります。ついては、次の事項を遵守してください。

なお、管理基準の詳細については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

(1) 利用時間・休館日

施設の開設時間及び休業日については、別紙指定管理業務仕様書のとおりとします。

なお、指定管理者は、市の承認を得て、利用時間・休館日を変更することができます。

- (2) 関係法令並びに設置条例及び設置規則等の規定を遵守し、適切に管理業務を行うこととします。
- (3) 施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこととします。
- (4) 施設の利用許可の手続きを行うに当たっては、関係条例の規定に従い、万力公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこととします。
- (5) 管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取扱うこととします。
- (6) 毎年度末までに次年度の業務計画書及び収支計画書を作成、提出し、市の承認を受けることとします。
- (7) 指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し、30日以内に市に提出することとします。
- (8) 前記に掲げるもののほか、市長が定める基準を遵守することとします。

7. 指定の期間

指定管理者が万力公園の管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間を予定しています。この指定の期間は、市議会の議決により確定することになりますので留意してください。なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

8. 利用料金に関する事項

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

ただし、利用料金の額は、市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

9. 指定管理に係る委託料に関する事項

(1) 管理業務に要する経費の支払い

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提案した額を上限として、予算の範囲内で年度ごとに指定管理に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を支払うものとします。

指定管理料の上限額、支払時期、支払方法等については、市と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の指定管理料は、市と指定管理者との協議によって決定することとします。

指定管理料の提案にあたっては、市が指定期間中に指定管理者に支払う指定管理料の総額を次の基準額以内としてください。

・基準額 4年間総額 262,000,000 円（消費税及び地方消費税（相当額）を含む。）
 1年あたり、65,500,000 円

なお、指定管理料については、次の事項に留意してください。

- ① 年度毎の基準価格は消費税及び地方消費税（相当額）を含んだ額となります。
- ② 基準額を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。
- ③ 指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。
- ④ 自主事業に係る費用については、指定管理料の対象としません。

(2) 管理業務に要する指定管理料の精算

指定管理者が、市が示した水準どおりに業務を確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

(3) 管理業務に要する経費の支払い

指定管理期間中における施設の修繕については次のとおりとし、指定管理料を算出してください。

- ① 小規模（軽微）な修繕は、指定管理者が行うものとし、その費用は指定管理料に含まれるものとします。
- ② 小規模（軽微）な修繕は、見積額が1件につき20万円（消費税及び地方消費税（相当額）を含む。）以下のものとします。
- ③ 小規模（軽微）な修繕の範囲を超える額の修繕にあつては、市の責任において行います。

(4) 会計の区分

指定管理者は、指定管理に伴う管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して行う必要があります。

また、団体自体の口座とは別の管理業務専用の口座を設け、管理業務の実施に係る支出及び収入を適正に管理することとします。

10. 公募手続き

(1) 募集要項等の配布

次のとおり、募集要項等を配布します。

- ① 配布期間：令和8年8月17日（月）から令和8年9月24日（木）まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで

- ② 配布場所：山梨市役所 都市計画課 都市計画担当
〒405-8501 山梨市小原西 843 番地
電話 0553-22-1111 内線 2242
メールアドレス toshikeikaku @city.yamanashi.lg.jp
※山梨市ホームページ
<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/20/20581.html>
からも募集要項をダウンロードできます。

(2) 指定申請書類等

申請に当たっては、次の指定申請書類等（以下「申請書類」という。）を提出するものとします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類（任意様式）
 - ・市県民税、国税の納税証明書（前事業年度分）など
- ③ 山梨市万力公園指定管理業務事業計画書（様式第2号）
 - ・指定を受けようとする指定期間4年間における計画書
- ④ 山梨市万力公園指定管理業務収支予算書（様式第3号）
 - ・指定を受けようとする指定期間4年間における収支予算書
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類
 - ・法人の決算関係書類（過去3事業年度分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又は、これらに準ずる書類）など
- ⑥ 団体の概要を確認できる書類
 - ・団体の概要（様式第4号）
 - ・定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類（任意様式）
 - ・法人の登記事項証明書（原本）
 - ・団体の役員名簿及び履歴書
 - ・団体の組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請書類の提出

申請書類の提出については、次のとおりとします。

- ① 受付期日：令和8年9月24日（木）～30日（水）午後5時まで
- ② 提出部数：8部（正本1部、副本7部）
- ③ 提出形式：A4フラットファイルに綴り、表紙に「山梨市万力公園指定管理者申請書」と、法人名を記入してください。
- ④ 提出方法：提出部数8部を提出場所へ持参してください。
郵送等による提出は受理しませんので、ご注意ください。
- ⑤ 提出場所：山梨市役所 都市計画課 都市計画担当
〒405-8501 山梨市小原西 843 番地
電話 0553-22-1111 内線2242

(4) 質問書の受付及び回答

募集要項等及び施設に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

- ① この要項に関する質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、問合せ先へ持参又は送付（メールまたはファクシミリ可）してください。
- ② 質問書の受付期日は、令和8年9月4日（金）午後5時までとします。
- ③ 質問に対する回答は、令和8年9月11日（金）までにメールまたはファクシミリで行います。

(5) 留意事項

- ① 市から提出書類の補正を指示されたなどの場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出された書類は、返却しないものとします。
- ③ 市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討が目的内であっても、市の承認を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じるものとします。
- ④ 申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。
- ⑤ 申請に当たっての費用は、申請団体の負担とします。
- ⑥ 申請書等の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、市は、指定管理者の選定事務及び決定の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑦ 申請後に辞退する場合は、指定管理者指定申請取下届（任意様式）を提出していただくことになります。

11. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法及び審査の基準

指定管理者の候補者の選定は、山梨市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年山梨市条例第 239 号。以下「指定手続条例」という。）第 4 条各号に定める次の選定基準により行うものとします。

山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（選定方法及び選定基準）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1）市民の平等な利用が確保されること。
- （2）事業計画等の内容が、当該事業計画書等に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。

(2) 審査項目及び配点

本件申請の審査項目及び配点は、次の表のとおりです。

選定基準	審査内容		配点
管理運営基本方針	管理運営の基本方針	管理運営の基本的な考え方	8
		管理運営に関する提案	
効率的な管理経費	収支計画	支出見積の妥当性	10
		収入見込みの妥当性	
公園の効力の発揮	運営管理計画	施設管理に対する考え方	30
		利用促進計画	
		利用者サービスの向上計画	
		公園等の管理運営実績	
		保安・リスク対応計画	
		動物広場、休憩所（良庵）、バーベキュー施設等の運営計画	
		経営管理計画	
	万葉の森の維持計画	維持に関する考え方	20
		実施体制	
公園の効力の発揮	動物広場の事業計画	事業に関する考え方	20
		実施体制	
	自主事業計画	自主事業に対する考え方	20
		自主事業実施体制	
		興行の企画、誘致	
		飲食・物販	
公園の適正かつ効率的な管理	維持管理計画	その他の事業提案	40
		施設の維持管理全般に対する考え方	
		公園等の維持管理の実績	
		工作物の保守管理計画	
		動物広場の保守管理計画	
		アカマツ林の保全・再生計画	
		万力植物の育成管理計画	
		緑地管理計画	
		夜間利用者への配慮	
		備品の管理計画	
公園の平等な利用の確保	維持管理計画	清掃管理計画	6
		公園全体及び有料施設の運営計画	
安定した管理のための人的能力及び経理的基礎	事業遂行能力	安定的な管理運営を行う体制	16
		経理的基盤	
価格点	価格点	価格配点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格	30

【評価の基準】

- ① 評価点は、次により算出します。

審査内容ごとに A～F の評価をつけ、配点に対する係数を乗じて算出します。

A：特に優れている B：優れている C：ふつう D：やや不十分 E：不十分 F：不良

- ② 評価点数計算法

A：配点×1.0 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4 E：配点×0.2

F：配点×0.0（点数なし）

- ③ 集計方法

各選定委員の評価点を審査項目ごとに合計し、それを選定委員の人数で除した点数（平均値）をその項目の評価点とします。

- ④ 失格要件

- ・評価点の合計が6割に満たない場合（評価点120点未満）
- ・審査内容のいずれかにおいて、選定委員が1人でも「F：不良」と評価した場合

- ⑤ 得点が同点となった場合

評価点が最も高い団体が複数のときは、次の順序により比較し、順位をつけることします。

A) 審査項目「公園の適正かつ効率的な管理」のうち審査内容「維持管理計画」について各委員の評価点が最も高い団体

B) 各委員の評価のうち、「A:最も優れている」と「B：優れている」の数が最も多い団体

（3）審査の実施

- ① 提出された申請書類等により行うものとし、選定委員会において、申請内容についての申請団体によるプレゼンテーション及び選定委員会委員からのヒアリングを実施します。
- ② 審査の日時・場所等の連絡は、全ての申請団体に対して書面で通知します。
- ③ 審査への出席者は各団体3名以内とします。

（4）指定管理者の候補者の決定

選定委員会委員が選定基準表に基づいて審査した評価点の合計及び選定委員会の意見をもとに、市において総合的な見地から最も適当と認める申請団体1者を指定管理者の候補者として決定します。

（5）申請団体が1者の場合の取扱い例

申請団体が1者のみの場合でも、評価の結果、失格要件に該当する場合は選定されません。

12. 募集から指定に至るまでの全体スケジュール

期日・期間	内 容
8月17日(月)～9月24日(木)	募集要項等の配布期間
8月17日(月)～9月4日(金)	質問書の受付期間
9月 3日(木)	現場説明会の開催
9月 4日(金)	質問書の受付終了
9月11日(金)	質問書回答期限
9月24日(木)～9月30日(水)	申請書類受付期間
10月下旬	指定管理者選定委員会の開催
10月	指定管理者の候補者の選定
11月	申請団体への選定結果の通知
12月	指定管理者の指定議案議決(12月議会)
1月	指定管理者の指定通知・告示
1月～2月	協定の締結
令和9年4月	指定管理業務開始

※上記日程は予定であり、変更する場合があります。

13. 指定管理者の候補者選定後の手続き

(1) 選定結果の通知

候補者の選定結果は、全ての申請団体に対して文書で通知します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、山梨市議会の議決が必要です。令和8年山梨市議会12月定例会において議会の議決を経たのち、選定された指定管理者の候補者を山梨市万力公園の指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条の規定により、指定団体あてに書面で指定の通知をするとともに、指定手続条例第5条によりその旨を告示します。

(3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (a) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - (b) 資金事業の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
 - (c) 社会的信用を著しく損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者との間で指定期間中における基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 利用料金に関する事項
- ③ 事業報告に関する事項
- ④ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑤ 指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認める事項

14. その他

(1) 業務の開始準備

議会の議決により指定管理者に指定された団体にあつては、指定管理業務の開始までに、市（現指定管理者を含む）との引継ぎを含めた業務の開始準備が必要となります。

詳細は、市（現指定管理者を含む）との協議により決定しますが、業務の開始準備に要する経費等は新たに指定管理者（候補者）に指定された団体の負担となります。

また、市議会において、指定議案が否決された場合、それまでに指定管理者（候補者）に指定された団体が負担した業務の開始準備に要する経費等は補償しないこととします。

(2) 緊急事態等発生時の対応

指定管理者は、緊急事態等が発生した場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対してその旨を速やかに通報するものとします。

また、震災等の大規模災害の発生した、又は発生するおそれがある場合は、利用者を山梨市地域防災計画に定める指定避難所である市民会館へ誘導するなど、災害対策に協力するものとします。このほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(3) 管理業務の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、管理業務の継続の可否について協議するものとします。また、この場合における指定の取消しによって発生する損害等の負担についても、双方の協議の上、決定するものとします。

③ 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定

めることとします。

(4) 管理状況の監査等

① モニタリングの実施

指定管理者が協定等に従って、適正かつ良好な施設の管理運営を行っているかどうかをチェックするため、定期的なモニタリングを実施します。また、必要に応じて各業務の遂行状況を随時確認するものとします。モニタリングの結果、業務の実施が協定等に定める条件等を満たしていないと認めるときは、市は改善等のために必要な勧告、指示等を行うものとします。

② 監査の実施

指定管理業務は、法に基づき、監査の対象となります。山梨市監査委員等が事務の監査等を行う必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿・書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(5) その他協議すべき事項

募集要項及び協定書等に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合については、市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

15. 様式・添付資料（別添）

- (1) 山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 山梨市万力公園指定管理業務事業計画書（様式第2号）
- (3) 山梨市万力公園指定管理業務収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の概要（様式第4号）
- (5) 山梨市万力公園指定管理者募集に関する質問書（様式第5号）
- (6) 山梨市万力公園指定管理者業務仕様書（別添）

16. 問い合わせ先

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843番地

山梨市役所 都市計画課 都市計画担当 神谷、望月

電話：0553-22-1111 内線2242

FAX：0553-23-2800

メールアドレス：toshikeikaku@city.yamanashi.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/20/20581.html>

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

山 梨 市 長 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者職・氏名

⑥

山梨市公の施設に係る指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 関係書類の名称

様式第2号

山梨市〇〇施設指定管理業務事業計画書《例》

※選定基準に沿って策定すること

1. 管理運営基本方針
2. 効率的な管理経費、収支計画
- 3 運営管理計画
- 4 万葉の森維持管理計画
- 5 動物広場の事業計画
- 6 自主事業計画
- 7 維持管理計画
- 8 平等な利用の確保
- 9 事業遂行能力
- 10 事業実施に係る委託料
- 11 その他

様式第3号

山梨市〇〇施設指定管理業務収支予算書《例》

※施設の運営管理の実情を踏まえ、任意に科目を設定(加除修正)してください。

【収入の部】

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	積算内訳
1 指定管理料収入						
2 利用料金(使用料)収入						
3 事業収入						
4 雑収入						
収入合計						

【支出の部】

(単位:千円)

科 目 \ 年 度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	積算内訳
1 人件費						
1 職員給与						
2 職員諸手当等						
3 非常勤職員賃金						
4 法定福利費						
2 管理費						
1 光熱水費						
2 修繕費						
3 業務委託費						
4 原材料費						
3 事務費						
1 報償費						
2 交際費						
3 旅費						
4 消耗品費						
5 印刷製本費						
6 通信運搬費						
7 広告費						
8 手数料						
9 保険料						
10 使用料及び賃借料						
11 備品購入費						
12 負担金						
13 租税公課費						
支出合計						

様式第4号

団 体 の 概 要 《例》

団 体 の 種 別	
団 体 の 名 称	
団体の所在地	
資 本 金 又 は 基 本 財 産	千円
職 員 数	人
実 績	※類似業務の運営実績（施設名称、面積、管理運営概要、期間）などについて記載してください。

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

様式第5号

山梨市〇〇施設指定管理者募集に関する質問書《例》

山 梨 市 長 様

(申請者)
所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

質問の内容